



安全管理委員会からの耳より情報 VOL. 26



看護職と SNS（ソーシャルネットワークシステム）

近年、SNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラムなど）の普及により、自身の情報・また自身が知り得た情報を、容易に不特定多数に発信する事ができるようになっています。看護師の中には、SNS やブログで私的な内容や感情を発信している人もいます。しかし、職場や所属部署に特定ができるような発信方法では、内容によっては患者や利用者の個人情報や社会的信用の損失につながる可能性があります。さらに、看護師自身の個人情報を漏洩させたことで、ストーカー被害を受けたり、犯罪に巻き込まれたりするリスクもあります。



オンライン上での問題事例

	内容	媒介 メディア	処分
悪ふざけ・誹謗中傷	「(点滴を)わざと失敗した」と虚偽、「死んでほしい」と中傷する書き込みをした	ブログ	不明
守秘義務違反 誹謗中傷	認知症患者の写真をアップロードし、あざけるようなコメントを書き込んだ	Facebook	停職
守秘義務違反 誹謗中傷	トラブルがあった患者を中傷するコメントを書き込んだ	Facebook	厳重注意

日本看護協会は、看護職が書くブログなどにおいて個人情報と気づかずに掲載してしまうものの具体例をあげています。例えば、患者・利用者の病状や名前、写真、動画を掲載・記載すること。個人情報を含む会話などを記載すること。またその家族の写真や動画を掲載することなどです。

守秘義務違反が発生した場合、損害賠償に発展する可能性もあり、違反した看護師は法律により6か月以下の懲役または10万円以下の罰金という形で処罰を受ける可能性があります。また、その守秘義務は退職後も継続していきます。

自分の SNS の投稿で心当たりはありませんか？個人情報を漏洩しないように取り扱いには十分注意しましょう。

[出典・参考資料]

日本看護協会：個人に関する情報と倫理

産労総合研究所：看護のチカラ インターネット・SNS と看護職、2022.7.1